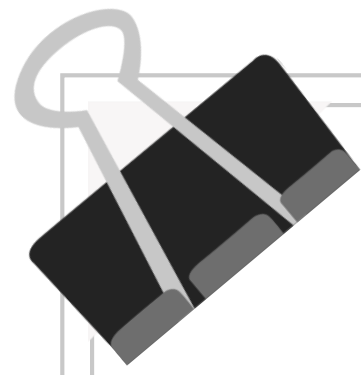


---

# 食品衛生責任者の責務

茅ヶ崎市保健所衛生課 食品衛生担当

---

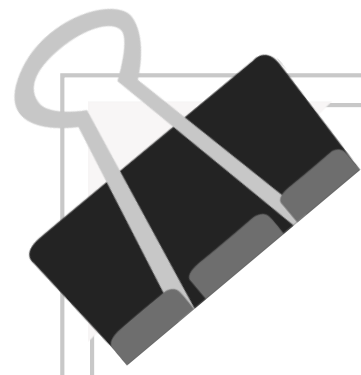


# 食品衛生法とは

飲食物による健康被害の発生を防止することを目的として規制や必要な措置を図るための法律です。

根拠法令：食品衛生法

第1条 この法律は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図ることを目的とする。



# 食品衛生責任者の責務 1

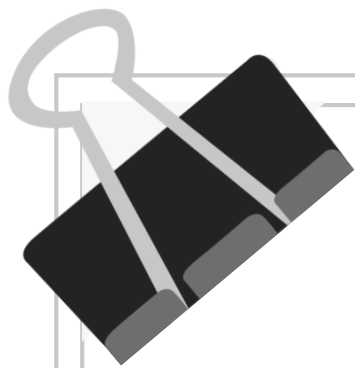
営業者の指示に従い、H A C C P に沿った衛生管理が適切に実施されていることを確認・管理する。

根拠法令：食品衛生法施行規則別表第 1 7

1 食品衛生責任者等の選任

ハ（2） 営業者の指示に従い、衛生管理に当たること。





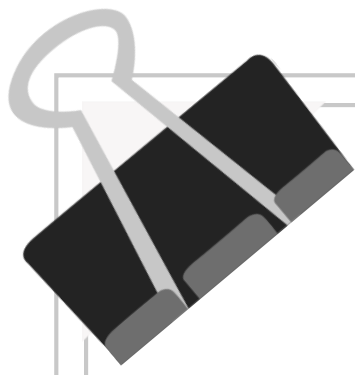
## 食品衛生責任者の責務 2

施設の衛生管理の方法や食品衛生に関する事項について、危害発生を防止するために必要な注意を行い、営業者に対して意見を述べるように努める。

根拠法令：食品衛生法施行規則別表第17

1 食品衛生責任者等の選任

ホ 食品衛生責任者は、第六十六条の二第三項に規定された措置の遵守のために、必要な注意を行うとともに、営業者に対し必要な意見を述べるように努めること。



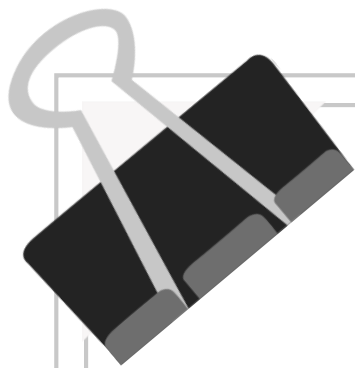
## 食品衛生責任者の責務 3

都道府県知事などが行う実務講習会を定期的に受講し、常に食品衛生に関する新しい知見の習得に努め、施設内の従事者への衛生教育に務める。

根拠法令：食品衛生法施行規則別表第17

1 食品衛生責任者等の選任

ハ（1）都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が認める講習会を定期的に受講し、食品衛生に関する新たな知見の習得に努めること（法第五十四条の営業（法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）に限る。）。



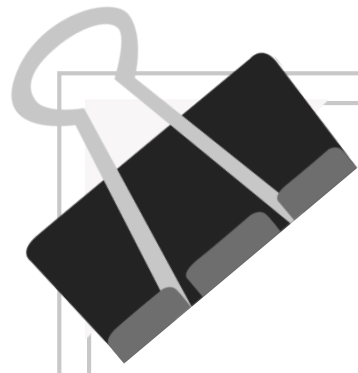
# 食品衛生法における規制（例）

飲食店営業などの公衆衛生に与える影響の大きい営業は、施設の基準を満たして都道府県知事や市長の許可を受けなければ営業することができません。

根拠法令：食品衛生法

第54条 都道府県は、公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、厚生労働省令で定める基準を参酌して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

第55条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。



# アンケート回答方法

例

ID① : ho    ID② : ke    ID③ : nj    ID④ : yo

PW① : ya    PW② : sa    PW③ : i



文字サイズ・背景色の変更 >

暮らし Living	施設案内・予約 Facility information/ reservation	観光・イベント Sightseeing/Events	市民参加カレンダー Citizen participation calendar	市政情報 Municipal administration information	事業者の方へ To businesses

現在の位置: [トップページ](#) > 【茅ヶ崎市】令和8年度食品衛生責任者講習会(e-ラーニング)受講者アンケート 認証

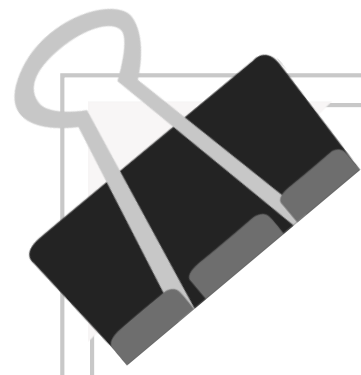
【茅ヶ崎市】令和8年度食品衛生責任者講習会(e-ラーニング)受講者アンケート 認証

[印刷](#)

ユーザーID

パスワード

[ログイン](#) [戻る](#)



---

アンケート回答のための

ID① : chi

---